

規制シート(様式)

190195401190001

平成28年12月22日

規制の名称	土地区画整理事業の施行地区内における建築行為等の制限	所管府省	国土交通省
根拠法令等	土地区画整理法(昭和29年法律119号)第76条	担当局課等及び作成責任者の役職・氏名	都市局市街地整備課市街地整備制度調整室 室長 長福 知宏
規制目的	土地区画整理事業の円滑な施行の確保		
規制内容の概要	土地区画整理事業の施行地区内において、土地区画整理事業の施行の障害となるおそれがある土地の形質の変更若しくは建築物その他の工作物の新築、改築若しくは増築を行い、又は政令で定める移動の容易でない物件の設置若しくは堆積を行おうとする者は、都道府県知事等の許可を受けなければならない。	関連する予算	—
規制の最近の改廃経緯	—	関連する政策評価結果	—
規制を維持、改革又は新設する理由	土地区画整理事業の施行地区内において事業計画の実施の障害となる建築行為等をさせることは、施行者のみならず、その行為をする者に対しても無駄な労力を費やさせることとなる。	規制の維持、改革又は新設の別	維持
(規制を改革する場合の改革の方向性)	—		
見直し条項	—		
次の見直し時期	平成33年度		